

## 5 - 35 補助座席定員

5 - 34 - 1 (2) アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の2分の1以上であり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けないとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上でなければならない。この場合において、「車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であって、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ 1,200mm、有効幅 800mm とする。（保安基準第 22 条の 2 関係、細目告示第 185 条関係）